

豊田市上下水道局入札及び契約に係る事務取扱要綱

豊田市上下水道局が売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、豊田市上下水道局契約規程に定めるものを除くほか、契約事務手続きについて必要な事項は、市の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。